

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その32：地域限定の感染防止のための勧告の延長等)

令和2年11月19日

(ポイント)

- スウェーデン公衆衛生庁は、ストックホルム県、ヴェストラ・ヨータランド県及びエステルヨータランド県における地域限定の感染防止のための勧告を延長することを発表していますので、ご注意ください。
- 全国的に同様の勧告が出されていますので引き続きご注意ください。

(本文)

1 スウェーデン公衆衛生庁は、ストックホルム県、ヴェストラ・ヨータランド県及びエステルヨータランド県について、10月29日にそれまでの一般的な勧告に加えて地域限定の感染防止のための勧告を発表しました。今般、同勧告が12月13日まで延長されることが発表されました。

参考：<https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-press/nyhetsarkiv/2020/november/for-langda-lokala-allmanna-rad-i-stockholms-lan-vastra-gotalands-lan-och-ostergotlands-lan/> (スウェーデン語)

2 本日現在、スウェーデンの21県のうち、ブレーキング県を除く20県において、公衆衛生庁による地域限定の感染防止のための勧告が発表されています。これらもそれぞれ延長される可能性がありますので、引き続きご注意ください。

参考(勧告の出されている地域一覧)：

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/smittskydd-beredskap/utbrott/aktuella-utbrott/covid-19/lokala-allmanna-rad/> (スウェーデン語)

また、地方が独自で感染防止のための勧告を発表することもあるため、お住まいの地域のホームページ等で随時確認に努めるようにしてください。

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

日本に帰国される方におかれましては、日本到着後の待機場所や移動手段について、以下

のリンクを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenki_iryuu_00001.html#Q4-1

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P : <http://www.se.emb-japan.go.jp>